

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景及び目的

成年後見制度は、平成11年（1999年）の民法の一部改正により、従来の禁治産者・準禁治産者制度が見直され、平成12年（2000年）4月から開始された制度です。

本市では、制度開始以降、判断能力が不十分なことから、必要な意思決定や財産管理が難しい状態となった方が安心して地域生活がおくれるよう、成年後見制度に関する相談対応を行ってきました。

成年後見制度は、高齢者や障がい者の地域生活を支える重要な手段であり、誰もが住み慣れた地域で安心して住み続けられる、地域共生社会の実現のためにも、今後ますます制度の利用を促進していく必要があります。

しかしながら、制度が十分に利用されていないことから、国は、平成28年（2016年）5月に、「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「利用促進法」と記載。）を施行しました。利用促進法では、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重を図ることとされ、県や市町村に対して、必要な制度利用に関する促進体制の整備などに努めることが明示されております。

そして、平成29年（2017年）3月には、利用促進法に基づく成年後見制度利用促進基本計画（以下「国計画」と記載。）が閣議決定され、国計画を勘案して、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされました。そこで、本市においても、成年後見制度の利用促進に向けた具体的な施策等を定め、総合的かつ計画的に推進していくことを目的に、山陽小野田市成年後見制度利用促進基本計画を策定することとしました。

2 法令等の根拠

本計画は、利用促進法第14条第1項に規定する「市町村計画」であり、本市における成年後見制度の利用の促進に関する施策について、基本的な考え方や方向性を定めるものです。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）
～抜粋～

（国民の努力）

第七条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（関係機関等の相互の連携）

第八条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

第2節 成年後見制度の概要

成年後見制度には、任意後見制度と法定後見制度の2つがあります。

1 任意後見制度

本人に、十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、「本人自らが選んだ代理人（任意後見人）」に「自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務」について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証役場において、公証人の作成する公正証書によって結ぶ制度です。

本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。この手続きを申し立てることができるのは、ご本人やその配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者です。

2 法定後見制度

認知症や障害等により、すでに判断能力が不十分な本人に代わって、家庭裁判所により選ばれた後見人等の代理人が、財産管理や必要な福祉サービス等の契約の締結、法律行為の取消し等、本人を保護、支援するための制度です。判断能力の違いにより「後見人」「保佐人」「補助人」の三種類があります。

申立て手続きは、必要書類を揃え、家庭裁判所で行います。申し立てができるのは、本人、配偶者、四親等内の親族等となります。

また、申立て手数料として、郵便切手や収入印紙が必要となります。

	補助	保佐	後見
対象となる方	判断能力が不十分な人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が欠けている人
後見人等が同意又は取り消すことができる行為（*1）	申立により裁判所が定める行為（*2）	借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為のほか、申し立てにより裁判所が認める行為	原則として全ての法律行為
成年後見人等が代理する行為（*3）	申立により裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為

*1 日常生活に関する行為（日用品の購入など）は含まれない。

*2 民法13条1項記載の行為（借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築など）の一部に限る。

*3 ご本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要。

* 補助開始の審判、補助人に同意見・代理権を与える審判、保佐人に代理権を与える審判をする場合には、ご本人の同意が必要。

第3節 計画の期間

1 計画の期間

国の基本計画は、平成29年度（2017年度）から令和3年度（2021年度）までの5年間としています。

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）末までの期間とします。

なお、国等の動向を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行います。

2 上位計画等との整合

本計画は、「山陽小野田市総合計画」を最上位計画とし、福祉分野の上位計画である「山陽小野田市地域福祉計画」と「山陽小野田市高齢者福祉計画」「山陽小野田市障がい福祉計画」等関係部局の計画との連携を一層充実させ、整合性を図ります。

	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
山陽小野田市 総合計画	第2次計画 H30～R11						
山陽小野田市 地域福祉計画	第1次計画 H30～R3		第2次計画 R4～R7				第3期 R8～ R11
山陽小野田市 成年後見制度 利用促進基本 計画		第1期計画 R3～R7					第2期 R8～ R11
山陽小野田市 高齢者福祉計画	第7期 H30～R2	第8期 R3～R5			第9期 R5～R8		
山陽小野田市 障害者福祉計画	第5期 H30～R2	第6期 R3～R5			第7期 R5～R8		

第4節 計画の策定及び評価体制

1 計画の策定体制

令和2年（2020年）10月から、専門職団体、社会福祉協議会並びに市職員等の構成により「山陽小野田市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会」を設置し、幅広い意見を聴取し、計画策定へ反映させています。

また、介護者の家族会、介護支援専門員、金融機関等へアンケート調査を実施し、結果を計画に反映させています。

2 計画の評価体制

本計画の効果的な推進及び取組の点検・評価を行う為、介護、医療、福祉、法律の専門職団体や地域の関係団体及び行政による合議体である、山陽小野田市成年後見制度利用促進協議会（以下「協議会」という。）を設置します。

第2章 本市の成年後見制度の利用に関する現状と課題

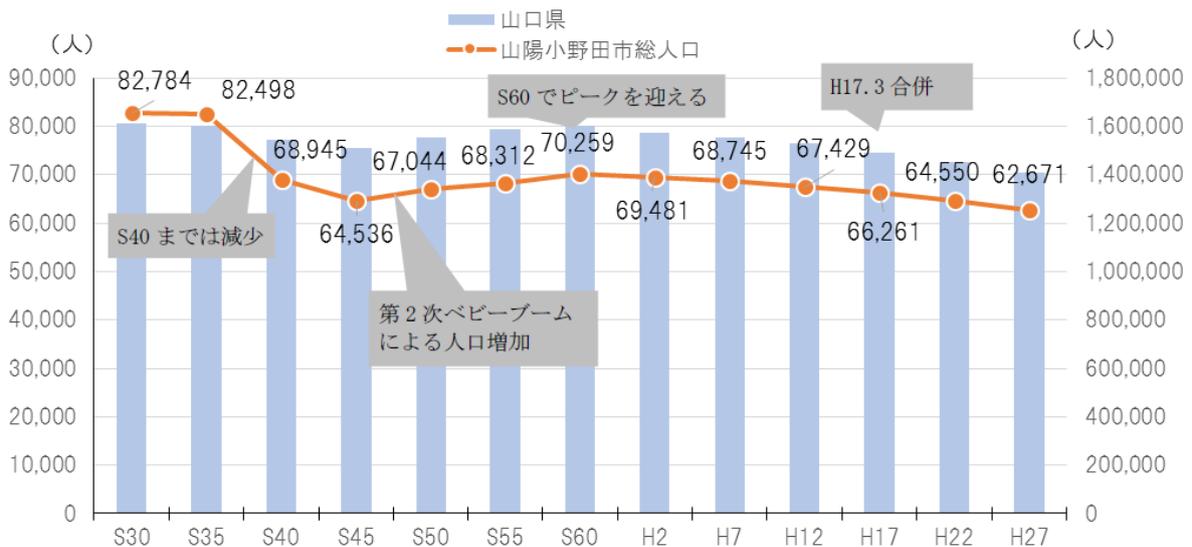
第1節 本市の人口の推移と高齢化率等の推移

1 本市の人口の推移

本市の総人口は、高度経済成長期である昭和35年（1960年）から昭和45年（1970年）にかけて減少しましたが、昭和45年（1970年）以降の第2次ベビーブームの到来により人口増加に転じ、以降昭和60年（1985年）の70,259人でピークを迎えました。

昭和60年（1985年）以降は人口減少に転じ、緩やかに減少し続けており、平成27年（2015年）には62,671人と過去の最低人口であった昭和45年（1970年）を下回っています。

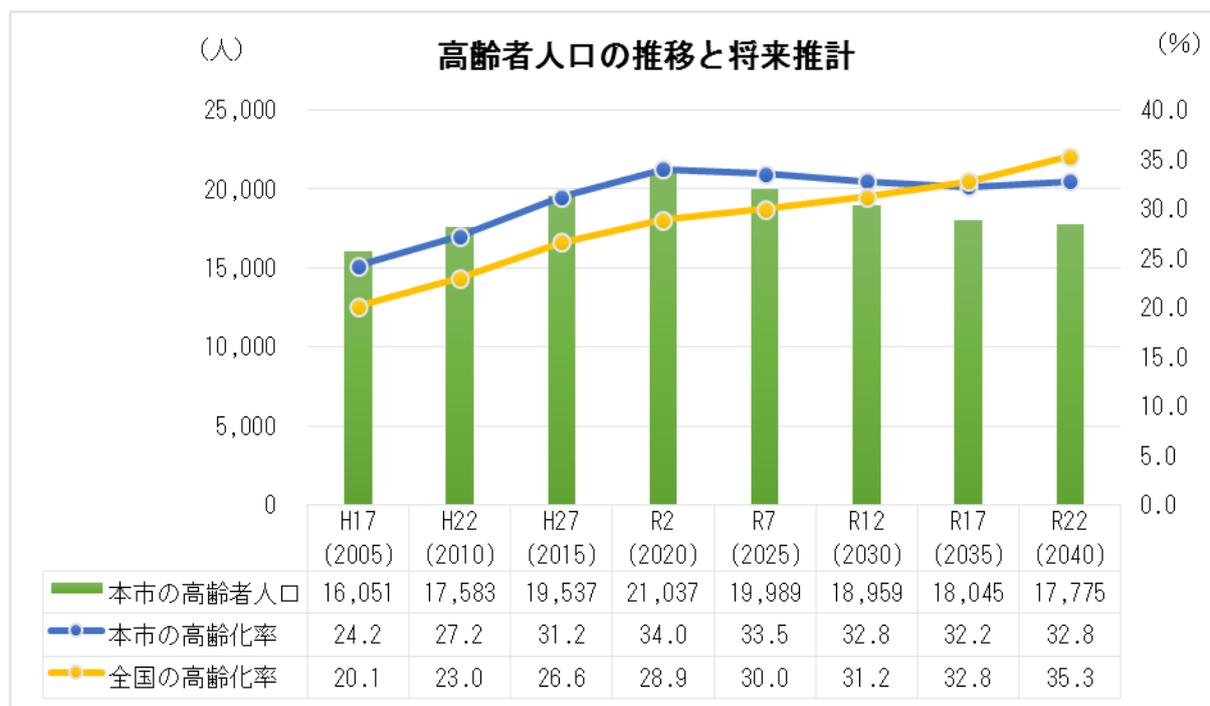
◆総人口の推移



総務省「国勢調査報告」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

2 高齢者人口の推移

本市の高齢化率(総人口に占める高齢者人口割合)は、令和2年(2020年)にはピークに達し34.0%となっており、団塊の世代が75歳を迎える、令和7年(2025年)には33.5%と予測され、全国平均の30.0%と比較すると3.5%高くなっています。



資料：平成17年(2005年)～平成27年(2015年)は国勢調査、令和2年(2020年)は住民基本台帳、令和7年(2025年)以降は山陽小野田市人口ビジョンの推計値を基にして独自に推計した人口推計。()内の数値は総人口に対する割合。

3 要介護認定の状況

令和2年（2020年）4月現在では、高齢者人口の18%（令和2年（2020年）住民基本台帳の65歳以上の人口比較）に当たる3,781人が要介護認定を受けており、認定者数は横ばい傾向にあります。

【年度別要介護認定者数】

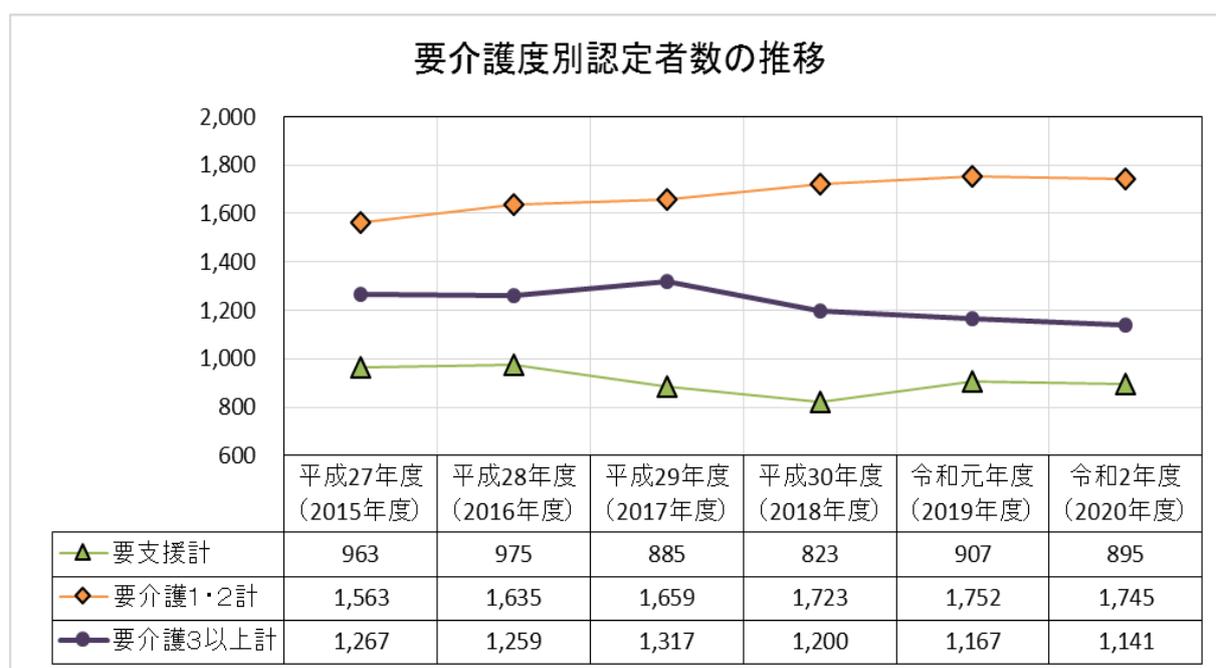
（単位：人）

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
要支援1	526 (8)	504 (8)	438 (4)	423 (6)	478 (7)	461 (3)
要支援2	437 (11)	471 (10)	447 (10)	400 (12)	429 (9)	434 (8)
要介護1	919 (15)	989 (15)	1,020 (14)	1,043 (13)	1,105 (16)	1,102 (14)
要介護2	644 (16)	646 (17)	639 (13)	680 (13)	647 (10)	643 (13)
要介護3	495 (10)	474 (11)	500 (14)	459 (13)	475 (10)	459 (9)
要介護4	452 (10)	470 (6)	493 (7)	455 (5)	418 (3)	411 (4)
要介護5	320 (8)	315 (13)	324 (7)	286 (7)	274 (6)	271 (6)
総合計	3,793 (78)	3,869 (80)	3,861 (69)	3,746 (69)	3,826 (61)	3,781 (57)

※（ ）内は第2号被保険者数（再掲）

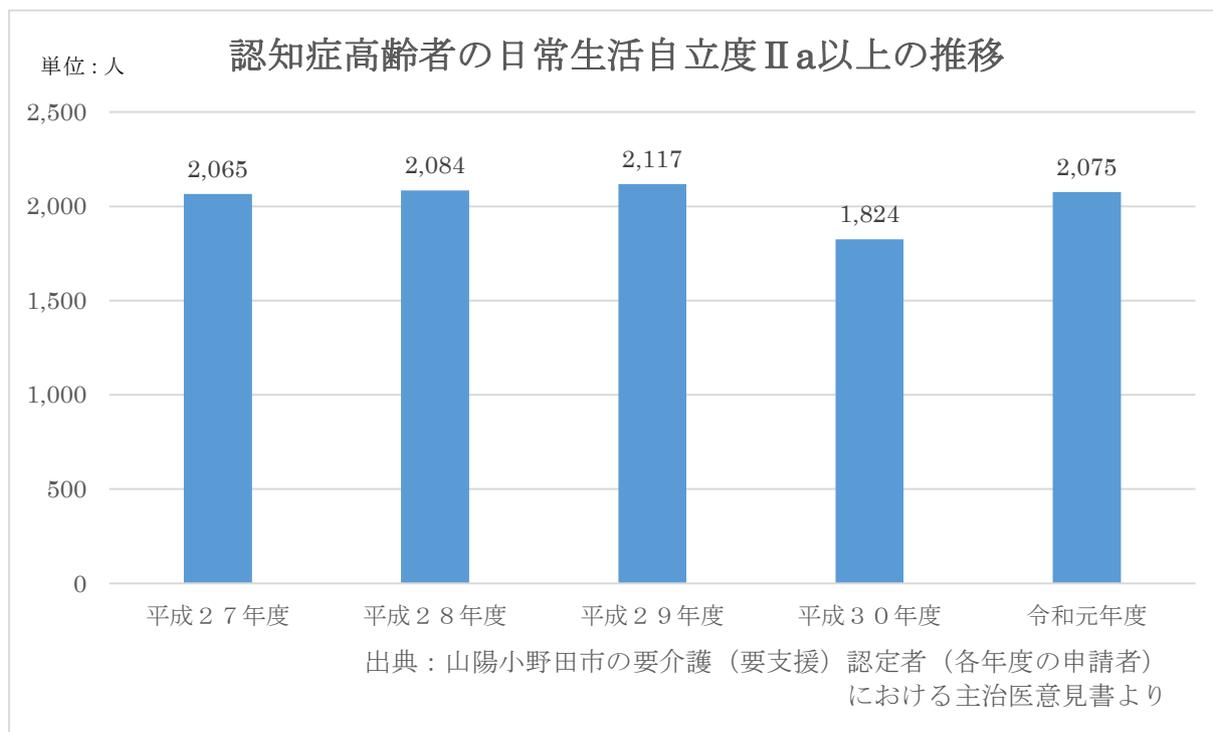
※各年度10月時の要介護認定者数。令和2年度のみ4月時の認定者数。

（単位：人）



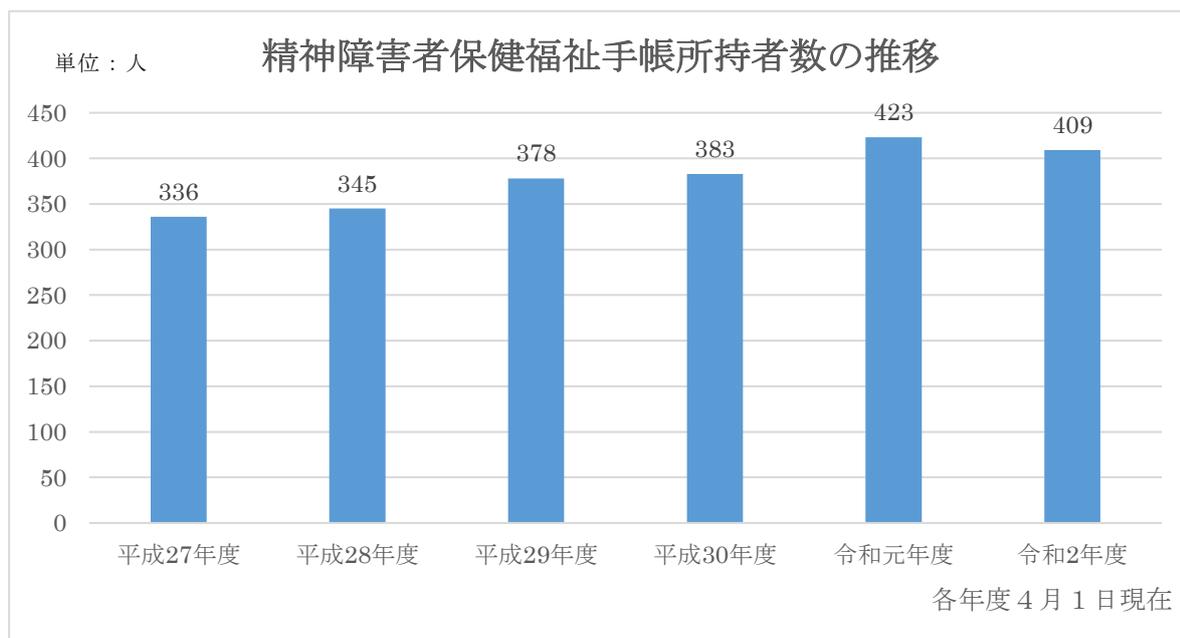
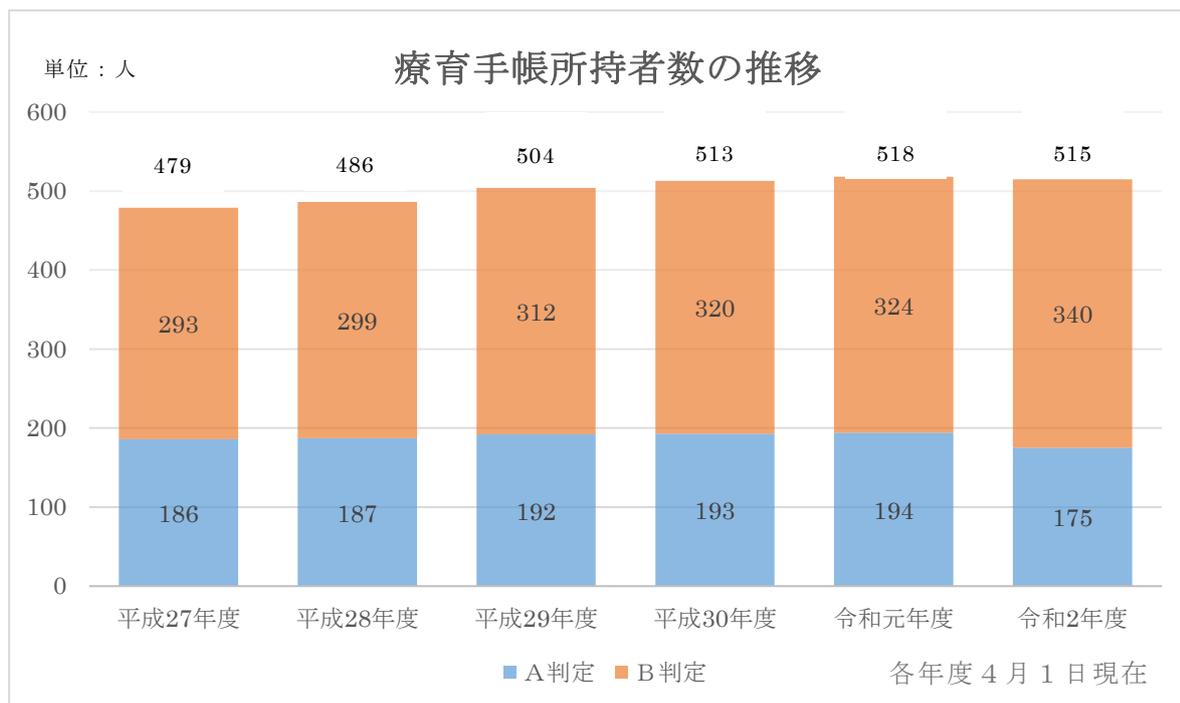
4 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上の推移

各年度の介護保険の要介護（要支援）認定の申請者のうち、主治医意見書にて、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上の方は、およそ2,000人となっています。



5 障がい者数の推移

本市の療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数は令和元年度（2019年度）まで年々増加しています。*令和2年度（2020年度）は、微減。平成27年度（2015年度）から、令和2年度（2020年度）までの6年間で、療育手帳は、7.5%、精神障害者保健福祉手帳は21.7%、所持者数が増加しており、今後も増加が見込まれます。

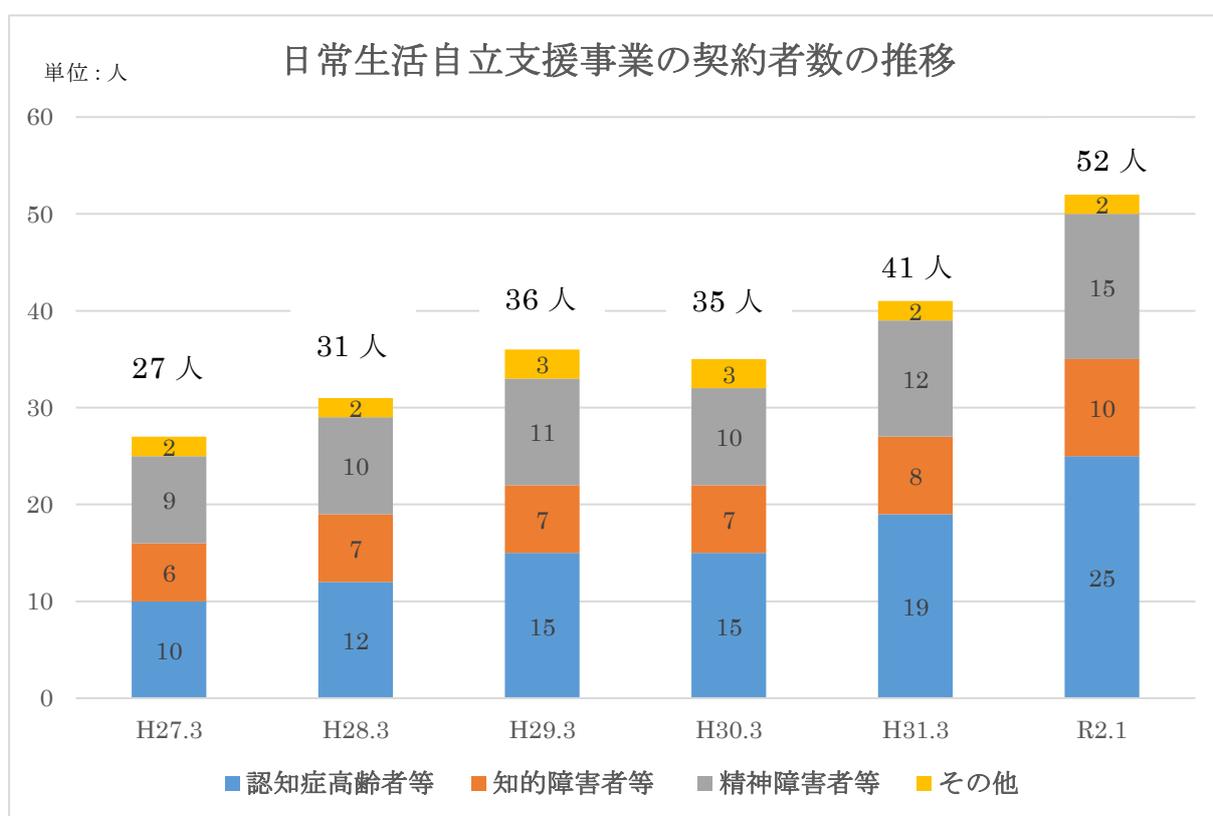


出典 各資料山陽小野田市

6 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

日常生活上の判断が十分できず日常生活に不安がある方々が、地域で安心して生活できるように支援する福祉サービスです。利用者の契約に基づき、福祉サービス等の利用援助や日常的金銭管理等を支援します。本市では、山陽小野田市社会福祉協議会が主体となって実施しています。

日常生活自立支援事業の契約者数は、増加傾向にあり、令和2年1月末現在は、52人です。



出典：山陽小野田市社会福祉協議会

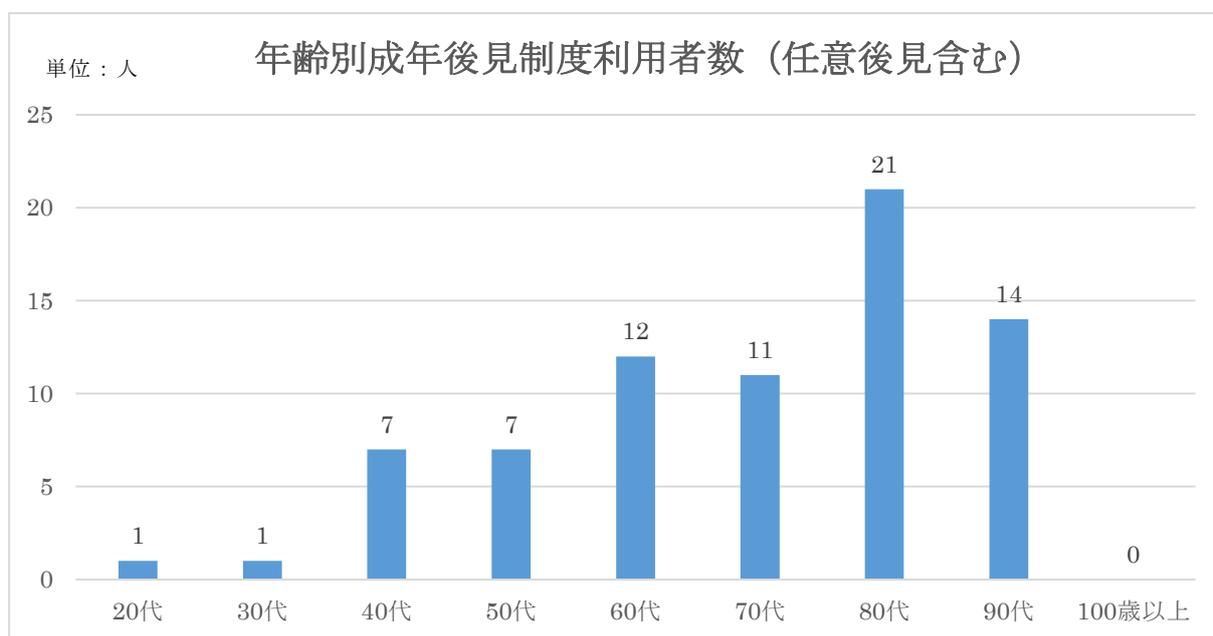
第2節 成年後見制度に関する取組状況

1 成年後見制度の利用状況

本市の成年後見制度の利用者数は、令和2年（2020年）6月27日時点において、法定後見73人、任意後見1人の合計74人です。類型別にみると、後見類型が62人と最も多く、全体の83.7%となっています。

年代別の利用者では、80代が21人と最も多く、60代以上の割合が、全体の78.3%となっています。

	法定後見				任意後見
	合計	うち後見	うち保佐	うち補助	
全国	221,790人	171,858人	38,949人	10,983人	2,652人
山口県	2,685人	2,250人	345人	90人	29人
山陽小野田市	73人	62人	9人	2人	1人



各資料（基準日）全国：令和元年12月31日、山口県・山陽小野田市：令和2年6月27日

（出典：厚生労働省・山口家庭裁判所資料に基づき山陽小野田市作成）

2 成年後見制度の受任者の数（職種別）

*加筆予定

3 市長申立て件数

成年後見制度の申立てができるのは、本人、配偶者、4親等内の親族等とされています。判断能力が不十分なため、成年後見制度の利用が必要であるにも関わらず、自身では申立てができない、申立てを行う親族がいない、親族がいても虐待を受けている等の事情により、申立てが困難な場合に市長が申立てを行います。令和元年度（2019年度）は2件、令和2年度（2020年度）は、2件の市長申立てを行っています（令和3年1月31日現在）。

4 報酬助成の件数及び助成額

対象者の資産等の要件から、後見人等への報酬を負担することが困難な場合に後見人への報酬費用を助成します。

令和元年度（2019年度）は4件。助成額は846,000円。

令和2年度（2020年度）は2件。助成額は432,000円。

5 各種アンケート調査等の結果

*令和3年度に実施し、加筆予定。

第3節 現状の課題

本市の高齢者、障がい者の状況や成年後見制度の利用状況等から見えてくる課題は以下のとおりです。

課題1 成年後見制度が十分に活用されていない（案）

本市において、成年後見制度の利用者となりうる認知症高齢者は、約2,000人、知的障がい者は、約500人、精神障がい者は約400人となっています。また、将来、判断能力が不十分となった場合に備え、任意後見制度の利用を考えている方もおられると考えます。

一方、成年後見制度の利用者は74人（令和2年6月27日現在）と、少ない状況となっています。

制度が十分に活用されているとは言えない状況の為、制度の周知や理解が促進されるよう普及啓発等を行っていくとともに、地域において、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組み作りを行う必要があります。

課題2 成年後見制度の利用促進に向けた体制が整っていない（案）

本市では、主に身寄りのない高齢者や障がい者等の成年後見制度に関する利用支援を行ってきました。しかし、一般市民への成年後見制度の周知や相談窓口の整備が不十分であり、市民の制度理解や制度を利用したくても相談する先がない、ということが考えられます。

そこで、市民や地域の関係団体及び専門職団体等と連携し、成年後見制度の利用促進に向けた体制整備のための協議及び取組みを行っていく必要があります。

第3章 計画の基本方針・基本目標及び施策の体系

第1節 基本方針

(案)「誰もが、権利と利益をまもられ、つながり、支え合いながら
笑顔で安心して暮らし続けることができるまちづくり」

(案)「誰もが、意思の尊重、権利を護られ、
笑顔で安心して暮らし続けることができるまちづくり」

本市は、「第二次山陽小野田市総合計画（以下「総合計画」という。）」において、将来都市像を「活力と笑顔あふれるまち（キャッチフレーズ：スマイルシティ山陽小野田）」と定め、子どもから高齢者まで、市民一人ひとりが希望をもっていきいきと暮らしていくことができ、ひとが輝き、活力に満ち、市民の笑顔が広がる輝く魅力あるまちとなることを目指しています。

また、総合計画では、基本目標（1）「子育て・福祉・医療・健康～希望をもち健やかに暮らせるまち～」を掲げ、年齢の違いや障がいの有無などにかかわらず、全ての市民が住み慣れた地域で、希望をもち、市民が相互に助け合い、支え合うことで、自分らしい暮らしを続けることができるまちを目指しています。

認知症などで判断能力が低下しても、その人らしい暮らしを続けるためには本人の意思を尊重するとともに、財産管理や適切なサービスの利用などを支援する必要があります。また、現在、十分判断能力があるうちに、自身の意思で将来に備えておくことも大変重要です。

そのために、市民一人ひとりが権利擁護支援の重要性を理解し、支援を必要とする人が制度を利用できるよう、地域全体で取り組むことが必要です。これは「地域包括ケアシステム」の推進にもつながるものです。

本市においても、市民をはじめ、地域の関係者、介護・医療・福祉・司法の関係機関及び行政等が連携して、権利擁護支援に取り組むことで、住み慣れた地域で誰もが、権利と利益がまもられ、笑顔で安心して暮らし続けることができるまちづくりを目指します。

第2節 基本目標

基本方針を実現していくために、次の3つの基本目標を定めます。

基本目標1

「権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築」

権利擁護の支援が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携のネットワークづくりを地域の関係機関と構築していきます。

また、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関である成年後見センター（仮）（以下「後見センター」という。）を設置します。

基本目標2

「誰もが安心して成年後見制度を利用できる仕組みの整備」

成年後見制度の利用促進のためには、制度の周知や理解を促すとともに、誰もが安心して制度を利用できる仕組みを整備することが重要です。

成年後見制度の利用を必要とする方が、制度利用に結びつくように、地域連携ネットワークの活用により、誰もが安心して成年後見制度を利用できる仕組みを整えていきます。

基本目標3

「後見人が活動しやすい環境づくり及び適正な活動の適正な運用」

成年後見制度を利用する人や制度へのニーズが高まる中、成年後見制度の利用促進を進めるにあたっては、地域で活動する後見人への支援が必要です。

後見人等が地域において活動しやすい環境づくりを整備するとともに、後見人等の活動の適正な運用につなげていきます。

第3節 施策の体系

本計画の基本目標を達成するため、以下のとおり展開していきます。

基本方針	基本目標	具体的取組
誰もが、権利と利益がまもられ笑顔で安心して暮らし続けることができるまちづくり	1. 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築	1. 地域連携ネットワークの中核となる機関の設置 2. 日常的に本人の見守り・支援を行うチームの構築 3. 専門職団体、関係機関による協議会の設置
	2. 誰もが安心して成年後見制度を利用できる仕組みの整備	1. 制度の周知・理解のため広報・啓発活動の実施 2. 成年後見制度の相談窓口の設置及び相談体制の強化 3. 成年後見制度の利用に向けた利用支援の実施 4. 市社会福祉協議会との連携 5. 後見人等の受任者調整 6. 後見人等の担い手の養成
	3. 後見人が活動しやすい環境づくり及び活動の適正な運用	1. 後見活動に関する相談支援及び支援体制の整備 2. 後見人等による活動の適正な運用

第4章 施策における具体的取組

第1節 基本目標1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

1 施策の方向性

地域住民をはじめ介護・医療・福祉、司法等の関係団体及び行政が連携することで、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みである「地域連携ネットワーク」の構築を目指します。また、地域連携ネットワークの中核となる機関である後見センターを設置します。

【評価指標】

項目	指標
地域連携ネットワークの中核となる機関の設置	・後見センターの設置
チームの構築	・チームによる支援の実施
協議会の設置	・協議会の設置 ・会議の開催（年2回）

2 具体的取組

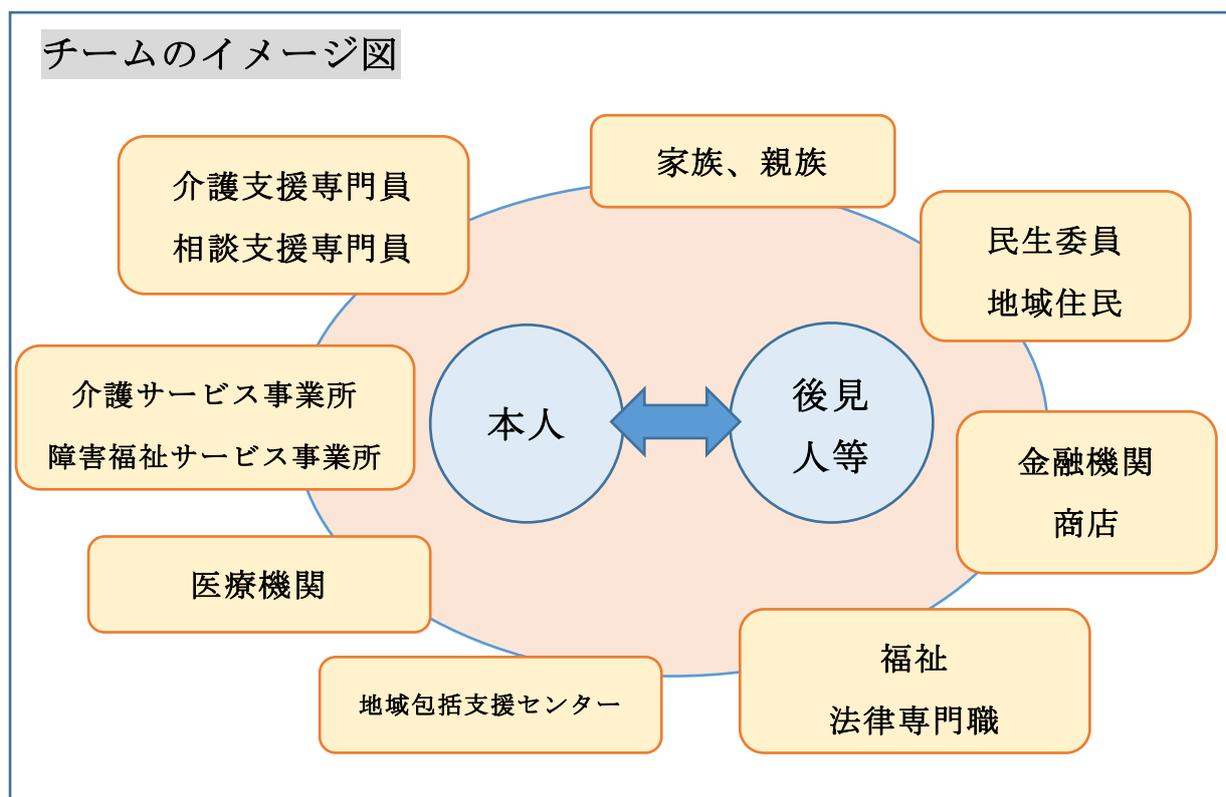
(1) 地域連携ネットワークの中核となる機関の設置

本市における権利擁護支援や成年後見制度の利用促進をさらに推進するため、地域連携ネットワークのコーディネート等を行う後見センターを設置します。

後見センターでは、成年後見制度の広報・周知をとおして制度のメリットを理解していただくための広報機能、権利擁護支援が必要なケースについて、関係者からの相談に応じるとともに、必要に応じて関係機関とともに見守り体制の調整などを行う相談機能の2つの機能を担いながら、成年後見制度利用促進機能や後見人支援機能、後見等活動の適正な運用に向けた取組についても、地域連携ネットワークの関係団体等と連携し、段階的に整備していきます。

(2) 日常的に本人の見守り・支援を行うチームの構築

地域住民や親族、介護・医療・福祉・司法等の関係団体が、権利擁護支援が必要な人を発見し必要な支援へ結び付ける機能を果たし、後見等開始後は後見人等を加えて、本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行う「チーム」づくりを行います。また、チームによる見守り、支援をとおして、後見人等による財産管理等の不正防止にもつなげます。



チームのメンバー例

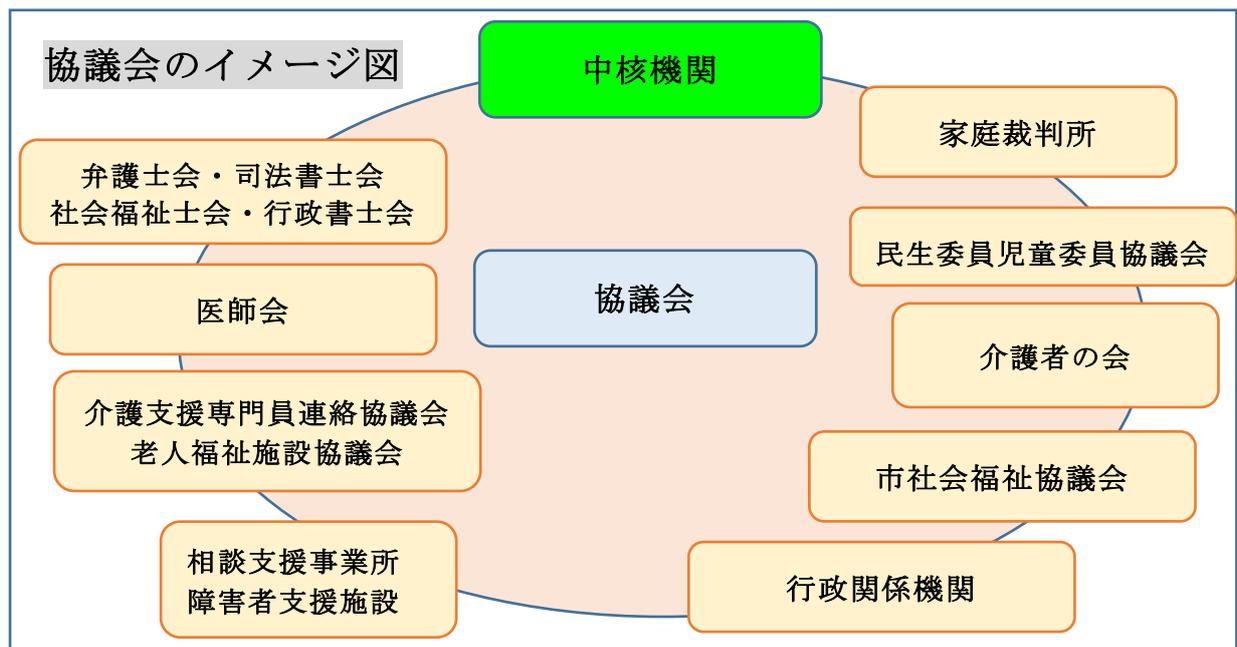
家族・親族、民生委員・近隣住民、ボランティア、医療機関、介護支援専門員、相談支援専門員、介護・福祉事業所、法律専門職、金融機関、商店、地域包括支援センター、市町村関係者（ケースワーカー、保健師等）等個別の課題に応じて構成される。

(3) 専門職団体、関係機関による協議会の設置

「チーム」に対し、介護・医療・福祉、司法等の関係団体及び行政が必要な支援を行えるよう、連携・協力体制の構築及び強化を図るとともに、本計画の策定及び進捗状況等を協議する、協議会を設置します。事務局は、後見センターが担います。

協議会の役割

1. チーム（特に親族後見人等）への適切なバックアップ体制の整備
2. 困難ケースに対応するため、ケース会議等を適切に開催する体制の整備
3. 家庭裁判所等、多機関・多職種のさらなる連携強化の推進
4. 地域課題の検討・解決に向けた協議
5. 市計画の策定、進捗状況に関する協議 等



協議会の構成団体

弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政書士会、市社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、市医師会、市介護支援専門員連絡協議会、老人福祉施設協議会、相談支援事業所、障害者支援施設、介護者の会、県福祉センター、行政各課。 オブザーバーとして、家庭裁判所。

第2節 基本目標2 誰もが安心して成年後見制度を利用できる仕組みの整備

1 施策の方向性

誰もが安心して、成年後見制度を利用するためには、制度の周知・理解を促すとともに、成年後見制度に関する相談対応の窓口や制度を利用できる仕組みを整備することが重要です。権利擁護支援の地域連携ネットワークを活用し、誰もが安心して成年後見制度を利用できる仕組みを整えていきます。

【評価指標】

項目	指標
市民への制度の周知及び広報	<ul style="list-style-type: none">・チラシ等の作成と配布・ホームページや広報による周知・市民向け講演会の開催・意識調査の実施と分析
相談体制の強化	<ul style="list-style-type: none">・庁内関係部署との連携強化・関係機関向けの研修会の開催・法律専門職への個別相談体制の整備・成年後見制度に関する相談件数の増加
成年後見制度利用支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none">・成年後見制度利用支援事業利用者数の増加
社会福祉協議会との連携	<ul style="list-style-type: none">・検討会議の開催
後見人候補者等の受任者調整	<ul style="list-style-type: none">・後見人候補者の推薦体制の構築

2 具体的取組

(1) 制度の周知・理解のため、広報・啓発活動の実施

後見センターにおいて、地域連携ネットワークの関係機関と連携し、市民向けに成年後見制度に関わる広報・啓発活動を実施し、市民が成年後見制度に対する知識や制度利用のメリットを理解できるよう取組んでいきます。

また、市民に対し、成年後見制度に係る意識調査等を実施し、制度の利用促進へ向けた取組へ活かしていきます。

(2) 成年後見制度の相談窓口の設置及び相談体制の強化

新たに設置する後見センターにおいて、成年後見制度の利用についての相談支援を行います。また、一次的な相談窓口として、生活安全課、高齢福祉課、障害福祉課、社会福祉課、地域包括支援センターなどにおいても、相談機能を担い、必要に応じて後見センターへつなぎます。関係部署が連携し、相談機能の強化に努めます。

さらに、法律専門職と連携し、成年後見制度に関する相談体制を充実していきます。

(3) 成年後見制度の利用に向けた利用支援の実施

市では、市民からの成年後見制度の利用についての相談に応じ、申立てに向けた支援を行います。具体的には、個別ケースの相談をはじめ、申立て手続きや類似制度を含めた利用方法の説明及び利用支援を行います。

また、本人による申立てや申立てを行う親族がない場合の市長申立て*1や被後見人等の財産状況から後見人等への報酬を負担することが困難な場合に後見人への報酬費用を助成します*2。制度利用に向けた利用支援を実施することで、成年後見制度の利用の促進につなげていきます。

*1 市長申立て

判断能力が不十分なため、成年後見制度の利用が必要であるにも関わらず、後見開始の審判の申立てを行う親族がない場合に、市長が申立てを行います。

*2 後見人報酬への助成

対象者の資産等の要件から、後見人等への報酬を負担することが困難な場合に後見人への報酬費用を助成します。

助成金の金額

- ・在宅の方 月額 28,000円(上限)
- ・施設入所の方 月額 18,000円(上限)

(4) 市社会福祉協議会との連携

市社会福祉協議会では、判断能力が不十分な認知症高齢者や知的・精神障害者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるように、利用者の契約に基づき、福祉サービス等の利用援助や日常的金銭管理等を行う、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）を実施しています。

利用者の中には、判断能力の低下などにより、成年後見制度の利用への移行が必要となるケースが考えられます。このようなケースに対して、成年後見制度への移行が適切に行われるよう、市社会福祉協議会との連携を強化していきます。

(5) 後見人等の受任者調整

後見センターが担うべき機能として、対象者へ適切な後見人等が選任されるよう受任者調整を行い、家庭裁判所へ後見人候補者として推薦すること、が求められています。今後、市長申立ての適切な実施や「親亡き後」の障がい者の長期にわたる後見等の支援体制について、段階的に体制整備を行っていきます。また、家庭裁判所や専門職団体などと連携し、後見人候補者の適切な推薦を行うための体制整備に取り組めます。

(6) 後見人等の担い手の養成

本市の成年後見制度に関する申立ての状況等を踏まえ、市民後見人候補者の養成及び法人後見の担い手の養成について、本市に適した仕組みについて検討していきます。

第3節 基本目標3 後見人が活動しやすい環境づくり及び活動の適正な運用

1 施策の方向性

成年後見制度の利用の促進にあたり、地域で活動する後見人への支援や後見活動の不正防止の取組が必要です。

地域連携ネットワークを構築する中で、後見人等が活動しやすい環境づくりを行うとともに、後見活動の不正防止についての体制を整えます。

【評価指標】

項目	指標
後見活動への相談支援体制	<ul style="list-style-type: none">・後見人等からの相談件数の増加・専門職団体及び家庭裁判所との連携協力体制の構築
後見人等の活動の適正な運用	<ul style="list-style-type: none">・後見センターによる相談対応・金融機関含む関係機関との連携体制構築

2 具体的取組

(1) 後見活動に関する相談支援及び支援体制の整備

後見センターにおいて、後見活動に関する相談に応じます。また、後見人等から後見センターへ寄せられた、専門的な相談に対応するため、専門職団体及び家庭裁判所と連携し、協議会等において、後見人等に対する支援体制について協議し、整備します。

(2) 後見人等による活動の適正な運用

後見人等による活動の適正な運用に向けた取組を、後見センターにて、段階的に整備していきます。具体的には、後見センターによる相談対応、チームによる見守り・支援、金融機関との連携、協議会等関係機関とともに活動の適正な運用に向けた取組についての協議などを行っていきます。